

噴火警戒レベル 1 の火山の立入規制例

▽三宅島（条例による規制）

三宅村条例「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例の全部を改正する条例」（平成 25 年 6 月 26 日 条例第 25 号）及び「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例施行規則の全部を改正する規則」（平成 25 年 6 月 26 日 規則第 15 号）で、二酸化硫黄濃度が長期的健康影響基準を達成していないと認められる地域を規制している。具体的には、概ね中腹より山頂側の地域。

▽浅間山（災対法第 63 条）

浅間山周辺の市町村では、火山活動による危険を防止するため、災害対策基本法の規定に基づき、火口から半径 4 キロメートル以内を警戒区域として設定して、立ち入りを禁止している。ただし、噴火警戒レベルごとに、登山道や道路への立ち入りを認めている。

▽新潟焼山（災対法第 63 条）

新潟焼山では、平成 27 年からの火山活動の高まりにより、平成 28 年 3 月 2 日に想定火口内（山頂から半径 1 km 以内）で、地元自治体等により災対法第 63 条に基づく立入規制を実施。その後、活動の低下により 2018 年 11 月 15 日付で規制解除。

▽雲仙岳（災対法第 63 条）

（島原市 HP より抜粋）

市では現在、雲仙岳の火山活動に伴い発生した溶岩ドームの崩壊のおそれがあることから、災害対策基本法第 63 条の規定に基づき、平成新山周辺、水無川上流部に警戒区域を設定し、一般の立ち入りを制限しています。

隣接の雲仙市、南島原市の区域においても同様に警戒区域の設定がなされておりますので、入山される際は警戒区域に立ち入らないようにお願いします。

▽御嶽山（災対法第 63 条）

（長野県木曾町 HP より）

火口から概ね 1 km 以内は立入規制

火口周辺は突発的な噴火に対する安全対策を講じる必要があるとともに、荒廃した登山道、建物等の危険があるため、災害対策基本法第 63 条第 1 項に基づく警戒区域を設定して、立入を禁止しています。

▽弥陀ヶ原

（信越自然環境事務所 HP より抜粋）

中部山岳国立公園立山・地獄谷では、火山ガスの変化と噴気活動の拡大活発化により、火山ガス中毒の事故発生リスクが高まっていることから、平成 23 年度から地獄谷内の歩道を通行止めとしています。

▽焼岳

(焼岳火山防災避難計画より抜粋)

遭難対策協議会により、安全登山の観点から、崩落した場所や浮石等による落石の恐れがあり、転落、滑落の危険がある火口 800m 以内を「危険地域」と位置付け、注意を喚起する看板を設置 (平成 2 年 11 月から)

▽伊豆大島

避難計画に基づいて、大島町が「公示」という形で、山頂火口から 600m を立入規制している。規制場所がわかるように登山道などにロープを張っている。山の大部分は大島町の町有地。

▽北海道駒ヶ岳

(森町 HP より抜粋)

令和元年度 北海道駒ヶ岳の入山規制緩和について 2019 年 5 月 24 日

◆登山 (入山) 規制について

現在、北海道駒ヶ岳は火山防災上の措置として、山頂火口部から半径 4km の区域内への立ち入りを規制していますが、一部の登山道に限り、規制の緩和を実施します。

(中略)

◆登山 (入山) 規制の根拠について

現在の登山 (入山) 規制は、「北海道駒ヶ岳火山防災協議会」及び「駒ヶ岳自然休養林保護管理協議会」が気象庁や北海道大学から示される火山に関する情報や学術的な見解をもとに協議を重ねた上で決定した任意の規制です。

法令に基づく規制ではありませんので、規制区域内に足を踏み入れても罰則等の適用はありませんが、登山 (入山) することにより生じる火山災害のリスクを低減するために必要な措置となっておりますので、ご理解願います。

▽恵庭岳

(千歳市 HP より抜粋) 平成 15 年 9 月 26 日に発生した十勝沖地震により、恵庭岳山頂部が一部崩落したため、石狩森林管理署、北海道地方環境事務所、千歳市山岳遭難救助隊、千歳山岳会の 4 者で協議した結果第 2 見晴台より上への登山を禁止とさせていただいております。また、平成 23 年 9 月の調査で更に崩落が進んでいることが確認されました。登山をされます際には第 2 見晴台までとし、崩落には十分注意をしてください。

注) 平成 16 年 6 月 11 日登山が禁止されている山頂付近で登山者がヘリコプターで救助される事件がありました。くれぐれも登山禁止区域には入らないようお願いいたします。

▽栗駒山

(岩手県 HP より抜粋)

立ち入り禁止 (規制)

- ・須川コースの地獄谷は硫化水素などの有毒な火山性ガスが噴出していますので、風の弱いときには立ち止まらないでください。呼吸器や心臓に疾患がある人は、発作が引き起こされる危険があり喉が苦しくなるなどの異常を感じた場合は濡れタオルなどで鼻と口を覆い速やかに移動してください。立ち入り禁止の看板を設置していますので、その注意事項を必ず守ってください。
- ・昭和湖は硫化水素などの有毒な火山性ガスが湖底及び湖岸から噴出していますので、風が弱いときは近づかないようにしてください。立ち入り規制ロープを設置していますので、立ち入らないようにしてください。